

本宮市農業委員会 平成29年4月総会 議事録

1. 開催日時 平成29年4月19日(水)午後3時00分

2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」

3. 出席委員

農業委員会委員

1番	佐藤 孝昭	2番	渡辺 喜一	3番	渡邊 謙輔
4番	國分 政利	5番	遠藤 政幸	6番	國分 新司
7番	渡邊 孝一	8番	渡邊 平二	9番	伊藤 隆一

農地利用最適化推進委員

1番	石橋 広基	2番	遠藤 栄太郎	3番	遠藤 俊雄
4番	遠藤 秀男	5番	國分 隆一	6番	佐藤 一徳
7番	三瓶 和彦	8番	三瓶 修藏	9番	鍋島 正則
10番	根本 市徳	11番	渡邊 善幸	12番	渡邊 利一

4. 欠席委員

5. 遅参委員

6. 職員 事務局長 渡邊 孝江

7. 書記 主査 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会4月定例会を開会いたします。開会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会4月定例会を開会いたします。(時節の事柄)
事務局長 本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、会長が議長を務め議事進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。1番佐藤孝昭委員、2番渡辺喜一委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

渡邊謙輔委員 議長

会長伊藤 隆一 渡邊謙輔委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました私、渡邊謙輔です。渡邊平二委員、遠藤秀男委員、佐藤一徳委員です。去る4月12日、1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。一般住宅が主で、****は建設機械整備のため、建設機械置場の転用です。その他についても、土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われま。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 3月定例会で意見を附して福島県知事に進達した「農地の転用に係る事業計

画の変更について」と「農地の転用のための権利移動制限について」事務局より報告いたさせます。報告第4号農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について合わせて報告致させます。

事務局

議長

会長伊藤 隆一

事務局

事務局

3月定例会で許可適当の意見を付して福島県知事へ進達いたしました、長谷川建設の一時転用の期間延長の事業計画変更は3月22日付けで、許可になりました。次に「農地の転用のための権利移動制限について」は当農業委員会では許可適当と決定しました。権限移譲により4月許可分から当農業委員会が許可権者となるため、県と協議し許可適当とされました

ので、4月10日付で農業委員長名で許可書交付致しました報告第4号農地法第18条第6項の規定による届出は36件でございます。個々については一覧をご覧いただきたいと思っております。被設定人が経営より離れるため後継者へ継承するため、解約するものです。関連議案として議案第25号に後継者による新規設定を上程致しております。

会長伊藤 隆一

報告事項でありますので、質疑は行いませんが、農地転用現地調査委員長報告につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。

次に、議案第20号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項を上程します。申請1番について事務局の説明を求めます。

事務局長

議長。

会長伊藤 隆一

局長。

事務局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一

議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、採決を行います。議案第20号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、議案第20号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに決定いたしました。

次に、議案第21号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請1番及び議案第22号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定による申請1番は、関連が有りますので、本宮市農業委員会会議規則第10条の規定により一括上程したいと思っておりますが異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、一括上程いたします。議案第21号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請1番及び議案第22号「農地の転用制限について」の農地法第4条第1項の規定による申請1番の事務局の説明を求めます。

事務局長

議長

会長伊藤 隆一 局長
(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 21 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 1 番及び議案第 22 号「農地の転用制限について」の農地法第 4 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 21 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 1 番及び議案第 22 号「農地の転用制限について」の農地法第 4 条第 1 項の規定による申請 1 番は許可することに決定いたしました。
次に、議案第 21 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 2 番及び議案第 23 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、関連が有りますので、本宮市農業委員会会議規則第 10 条の規定により一括上程したいと思いますが異議ございませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、一括上程いたします。議案第 21 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 2 番及び議案第 23 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番の事務局説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長
(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 21 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 2 番及び議案第 23 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可することに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 21 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 2 番及び議案第 23 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は許可することに決定いたしました。
次に、議案第 23 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定による申請を上程します。申請 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定
 による申請 1 番は、許可することに意義ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、
 許可することに決定を致しました。
 次に申請 2 番について事務局の説明を求めます。
 事務局長 議長。
 会長伊藤 隆一 局長。
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定
 による申請 2 番は、許可することに意義ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、
 許可することに決定を致しました。
 次に申請 4 番について事務局の説明を求めます。
 事務局長 議長。
 会長伊藤 隆一 局長。
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定
 による申請 4 番は、許可することに意義ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、
 許可することに決定を致しました。
 次に申請 5 番について事務局の説明を求めます。
 事務局長 議長。
 会長伊藤 隆一 局長。
 事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番は、許可することに意義ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番は、許可することに決定を致しました。
次に申請 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 6 番は、許可することに意義ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 6 番は、許可することに決定を致しました。
次に、議案第 24 号「現況確認証明願いについて」を上程します。申請 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 24 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 24 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。
次に、議案第 25 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

- 会長伊藤 隆一 議案再設定 9～10、新規設定 2 を除く、54 件の議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 25 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定 9～10、新規設定 2 を除く、54 件の議案案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 25 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定 9～10、新規設定 2 を除く、54 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。
次に再設定 9～10 番の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、9 番私が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議長交代し会長職務代理者にて議事進行して頂きます。
暫時、休議します。
(休議中)9 番 会長伊藤隆一 退席
- 会長職務代理者 それでは再開します。再設定 9～10 番の議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長職務代理者 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長職務代理者 議案第 25 号「農用地利用集積計画の決定」再設定 9～10 番の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長職務代理者 異議なしと認め、議案第 25 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定 9～10 番の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。
9 番伊藤隆一委員の復席を求めます。暫時、休議します。
(休議中)9 番会長伊藤隆一復席
- 会長伊藤 隆一 それでは再開します。
新規設定件番 2 の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、4 番国分政利委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。
暫時、休議します。

(休議中)
4 番国分政利委員退席
- 会長伊藤 隆一 それでは再開します。新規設定件番 2 の議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
議案第 25 号「農用地利用集積計画の決定」新規設定件番 2 の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 25 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定件番 2 の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。
- 4 番国分政利委員の復席を求めます。暫時、休議します。
(休議中)
- 会長伊藤 隆一 (4 番国分政利委員の復席) それでは再開します。
以上をもちまして、議案はすべて終了しました。
- 事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。
- 会長職務代理者 以上を持ちまして、本宮市農業委員会 4 月の定例会を終了いたします。

平成 29 年 4 月 19 日
(閉会午後 3 時 30 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席 1 番委員 佐藤 孝昭

議席 2 番委員 渡辺 喜一
